

福祉社会の正義論的基礎

— ロールズの政治哲学の射程 —

小坂勝昭

Welfare Society and Justice Principles

Katsuaki Kosaka

The purpose of this paper is to point out the necessity of introducing J. Rawls's contractarian paradigm in considering the theme of Social Welfare and Justice Principles. In the perspective of western moral and political philosophy, Rawls's theory of justice is one of the most comprehensive and cumulative efforts.

Rawls has developed an alternative to the utilitarian approach based on a concept of justice as fairness, not social utility. According to Rawls, the fairness of social institutions could be established by the hypothetical fact that such institutional arrangements are the outcome of rational choice by all individuals in society under conditions of the veil of ignorance. In the original position, no one knows or may consider whether he is rich or poor, black or white, male or female, young or old, or the other characteristics of his own circumstances under the veil of ignorance. Rational actors in the original positions of choice do have knowledge of primary goods, which Rawls defines as goods that any rational human being would want to have for the pursuit of any plan of life. And these goods are to be distributed equally unless an unequal distribution of any, or all, of these values is to every one's advantage. For pursuing the justice standards for the welfare society, we need to adopt the ideas of Difference Principle.

1. はじめに

人間の「幸福」(well-being)とか「生き方」をめぐり、また望ましい「福祉のあり方」について私たちはどのような提案ができるだろうか。今日、現代の先進資本主義国が共通に抱える課題はあまりに多い。とくに社会制度の根幹にかかわる「民主主義」の運営方法や制度的理念をめぐり、また望ましい「市民社会」の存立条件とは何かをめぐって、規範的な社会秩序を模索する試みが政治学、倫理学の研究者から提案されてきた。

さらに、経済的自由主義に基づく市場原理の信頼性が危機に瀕しており、ビジネス倫理が厳し

く問われている。企業の犯罪的行為に典型的にみられる反倫理的行動は私たちの正義感覚からはほど遠いものに思われるが、実は私たちの日常生活においても、際限のない欲望にねざす社会問題や逸脱行動が毎日のように紙面を賑わせている。

こうした多様で困難な問題に対して、どのような解決策を見いだすことができるだろうか。市場の制度的側面、および国家と民主主義制度を視野におさめた政治経済学の新たな分析アプローチが注目される。⁽¹⁾ また、人間の連帯とコミュニタリアニズム＝共同性の復活こそ秩序維持と正義に最も必要と説く倫理的ディスコースが政治学および倫理学の領域から現れた。⁽²⁾ 社会学の領域でも、こうした危機状況を克服する試みがこれまでに幾つか現れた。例えば、社会学者 D. J. フィリップスは『公正な社会秩序をめざして』(1986)⁽³⁾ の中で「道徳と権利」をめぐる規範的社会理論を提示し、R. ベラーとその仲間たちの共著『心の習慣』(1985)⁽⁴⁾ では、「倫理的個人主義」の構想が提案された。また社会学者 A. アラートと政治学者 J. L. コーエンの共著『市民社会と政治理論』(1994)⁽⁵⁾ では東欧社会の民主化に範を求め、「市民社会のディスコース」の考察を下敷きに「市民社会の再構築」のための理論的検討がなされた。そこではハバーマス、ロールズ、アレントなどの現代の思想家の解釈作業が試みられた。そして、危機の時代を反映するこれらの試みが民主主義と人権についての、新たな「道徳社会学の復権」につながる可能性を否定できない。これらの著作が J. ロールズの『正義論』(1971) や、ハバーマスの規範的、道徳的ディスコース＝討議倫理学の提起した問題意識の延長線上にあることは疑いのない事実である。

ロールズは現代のアメリカ社会について透徹した洞察を試みるとともに、今後の市民社会の方向性についても政治的リベラリズムの立場から「格差原理」、および「重層的コンセンサス」という政治的構想を提案してきた。ロールズの『正義論』の今日的意義はアカデミズムの世界に人間の平等とか、正義、公正といった倫理的、規範的問題を市民社会の「言説倫理」(discourse ethics) として提案してきたことである。本稿もこうした潮流に関わる仕事といえる。ここではロールズの規範的社会理論を手掛かりとして福祉社会の「倫理的、正義論的基礎」を明らかにしたい。以下の諸章ではロールズが『正義論』で提示してきた正義構想を手掛かりに福祉と正義の関わりについて若干の分析を試みる。

2. ロールズの『正義論』の政治的構想

初期ロールズ、すなわち『正義論』(1971) の段階から『政治的リベラリズム』(1993) への移行の過程、および移行の筋道を検討する作業が避けられないが、ロールズの真骨頂が初期の『正義論』にあることは誰しも否定できない。

a. 初期ロールズの理論構成

『正義論』で採用された理論構成の方法的手続きは、まず各種の演繹的な仮説設定から始まるが、彼の方法論は明らかにカントの構成主義の影響下にある。思想的には古典的な社会契約説の復活と再生が意図され、さらに功利主義の難点を克服することが課題とされた。あの周知の「正義の二原理」は仮説状態としての「始原状態」(original position) のもとで満場一致で選択される「基本法」としての位置を与えられている。このロールズの「始原状態」仮説は、基本的にはロック、ルソーの「自然状態」に対応する概念として案出されたものだが、古典的な契約説理論にはみられない理論的工夫がなされている。すなわち、始原状態におかれた人び

とは「無知のヴェール」(a veil of ignorance)のもとで、自分が何者かを知り得ないという特殊な状況が想定されている。無知のヴェールに覆われて、各人は彼の立場や、階級的位置あるいは社会的地位を知らず、また天賦の資質や才能、知性、知力などの分配における自分の「運命」(fortune)を知らず、また自分の「善」の構想や、自分の合理的人生計画の詳細、また危険回避度、オプティミズムかペシニズムかといった個人心理の特徴、自分がおかれた社会環境、経済状況、政治状況、文明や文化の水準、さらに自分がどの世代に属するか、等々についても知らないものと想定されている。ただ次の事実、すなわち政治現象や経済現象の根底にある諸原理、および社会組織の基礎や人間心理の法則など、通常人間が合理的選択を行う際に必要な情報だけは与えられている。つまり、正義の諸原理の選択に影響する「一般的事実」だけは知っているという前提にたつのである。(6)

ロールズは何故このような特定の情報が欠如した状態を想定しなければならなかったのか。彼にとって、ある個人が天賦の才能や資質に恵まれているか否か、自分がどのような環境に生まれつくかは、所詮「偶然」(contingencies)の結果に過ぎず、それらの才能や資質、環境はたまたま、運命のめぐり合わせの結果としてある個人に分配されただけだとする一種の「天の配剤」説にたつからである。従って、無知のヴェールのもとでは誰もそうした偶然の恩恵や不条理が自分に降りかかるかどうか、自分の運命については何も知りえないと想定する。では無知のヴェールに包まれ、特定の情報しか与えられない当事者はどのように行動するのであろうか。ここで導入されるのが「マキシミン原理」である。各種の知識や情報を欠いた状態のもとで人びとは多かれ少なかれ利己的かつ合理的に行動するという行動原理が想定される。その結果、人びとは無知のヴェールが取り去られたとき、自分が最悪状態におかれる危険を予想し、危険回避的に行動すると考える。慎重な人が賭け事ゲームに金銭をかけたとき最悪でも無一文の状態だけは避けようとする賭けかたに似ている。ロールズ自身はこうしたマキシミンの発想を不確実性の下での適切な選択と考えており、「保守的態度」であることを認めている。こうした発想はアローなどにより批判の対象となり、後の『政治的リベラリズム』の段階ではマキシミン原理には言及されなかった。

b. 「秩序だった社会」の理念

(1) 社会とは自足的な利益共同体であり、相互利益のための協同事業体であるというのがロールズの社会観にはかならない。それゆえ、社会的協同の成果として産出される利益をめぐり利害の対立が生ずるから利益や負担の適切な分配を規定する一組の正義原理が要請されるという。ロールズの世界観の根底には社会学的な発想があり、そのことは彼の「秩序立った社会」の構想のなかに伺える。すなわち「秩序立った社会」とは社会の構成員が同一の正義原理を容認し、しかも社会の基本的制度がこの正義原理を満たすように設計されている社会のことである。さらに、社会の構成員の「善」を促進し、また「公共的な正義構想」によって調整されている社会のことを言う。

もちろん、ロールズは、現実の社会がルソーの言うように鉄鎖にしばられ不平等の蔓延する社会であることを十分に認識しており、それゆえ彼の正義論の主題が分配の結果を評価しうる公正基準の提示にあったことは自明である。彼が正義論の第一の主題を「社会の基礎構造」であると言うとき、その基礎構造とは、人びとの権利と義務を規定し生活の見通しに影響する政治構造や、社会的、経済的制度をさす。そしてこの基礎構造とは社会的地位が異なれば人生の展望や期待も当然異なる、そうした不平等の構造でもある。ロールズが社会の「最も恵まれた

い人びと」の利益を向上させることが正義であると考えたことはいまや明らかである。

彼は正義の二原理を、基本法の制定に相当する正当化手続きを経て導出することを構想し、そのために「始原状態」および「無知のヴェール」という仮説状態を設定した。正義の原理を正当化する想像上の始原契約を設定したものである。始原状態におかれた人びとは無知のヴェールの背後にあって、合理的でかつ「相互に他人の利益には無関心」に自己の利益を追及するものと想定されている。そして、これらの人びとは、無知のヴェールのもとで交渉する間は「嫉妬」や「慈善」などの意識には影響されないとされる。

ロールズはこの始原状態仮説がカントの「原始契約」の概念からヒントを得たものであることを述べているが、カントが自由の支配する道徳的世界において各々の人格が自律的に自由に行為する「目的の王国」を構想したようにロールズもこの目的の王国を始原状態に置き換えたように思われる。彼は始原状態におかれた当事者が自律的に自由に行為し、決して他の手段とはならず、目的として取り扱われるべきことを主張したかったに違いない。この自由で自律的な人間像こそ始原状態におかれ正義の原理を採択する人間モデルである。

ロールズは始原状態がカントの自律性や定言命法の手続きの解釈にはかならぬことをしばしば強調しており、カントの定言命法ともいうべきロールズの正義原理は以下の内容を持つ。⁽⁷⁾

【第一原理】 各人は、他者の同様の自由と両立するかぎり、最も広範な基本的自由に対する平等な権利をもつべきである。(自由優先原理)

【第二原理】 社会的、経済的不平等は、それが (a) あらゆる人びとの利益となることが当然期待され、(格差原理、およびマキシミン原理) また (b) 地位や職務がすべての人びとに機会均等の条件のもとで開かれているように、取り決められるべきである。(機会均等原理)

選択された二原理は、優先ルールにより第一原理は第二原理に優先し、また第二原理の (b) 「機会均等原理」が (a) 「格差原理」より優先する (辞書式順序づけ)。ロールズの正義論は「基本的自由を平等に賦与すべきこと」を定める第一原理を優先させるところに最大の特徴があり、自由は自由のためにのみ制限され、少数者 (奴隷もふくめ) の自由は多数者の享受する自由のために犠牲にされない (功利主義批判)、ということを決めた「自由優先原理」が特徴である。

第二原理 (a) の「格差原理」(difference principle) は、一種のマキシミン原理—ロールズは不確実性下の選択ルールに対してだけこの用語を使い—であり、最低所得層の所得を最大にする (マキシマムな保障を与える) ことを意味し、「より有利な者のより大きな期待が、社会システム全体のはたらきの中である役割を果たすことによって、最も不利な者の期待を改善するならば、そしてまた改善する場合にのみ公正である」⁽⁸⁾ と言うのである。

ロールズの正義原理の特徴は、富や所得などの、社会的、経済的資源を平等に分配する「完全平等主義」(radical egalitarianism) とは無縁である。社会の「最も恵まれない人びと」(the least advantaged) の人生の展望を向上させる時にのみ不平等が許容され、恵まれた階層の人びとが彼等の幸運を享受することが許されるという提案なのである。

社会をもう一度過去にさかのぼり、不平等が発生する以前の状態に戻そうとする発想には、現在の不平等な社会構造を無条件に肯定しないという考え方がうかがえる。そして、社会の支配的立場にある、責任ある人びと、ロールズ的にいえば「恵まれた人びと」が「恵まれぬ立場

の人びと」と立場を共有する、いわば「他者の視点」が強調されていると考えるべきである。

c. 格差原理と分配公正

ロールズの正義の二原理のなかで最も関心を引き起こした「格差原理」は、その根底に天賦の才能、資質にもとづく富や所得の不平等な分配が何ら根拠のないものであることを強調するために導入されたものである。ロールズにとって、天賦の才能、資質の個人への帰属＝分配は偶然の所産にほかならず、したがって彼が「自然の運のめぐりあわせの気紛れな効果を低減するための一つの原理を採用したい」⁽⁹⁾と述べるとき、格差原理のもつ意味が一層明かになるのである。

ロールズによれば社会システムの種々の地位、異なる社会階層、さまざまな所得グループに生を受けた個人の人生の展望は、それぞれの地位に付随する経済的、社会的機会に制約された不平等なものである。いかなる社会においても、所得、身分、人種、性別などによる差別と不平等が避け難いことから、平等基準や正義基準が模索されてきたのである。ロールズが目指すのは、社会的、経済的資源の「完全平等」を達成することではなく、むしろ不平等の存在を前提とし、この不平等がどのような場合に許容され、正当化されるのかという問題設定である。だからこそ、不平等が許容され正当化されるのは、最も恵まれない状態（貧困状態をふくめ）にある人びとの利益になる場合に限りという前提を持ち込むのである。

こうした格差原理の発想には、人間存在を根源的に位置付けようとする意図がうかがえる。競争原理の支配するメリトクラシー社会の歪みを根源から問いなおそうとする意図を汲みとる必要がある。従って、格差原理を単なる「慈善」や「救済」と解釈することの過ちは許されないのである。

3. ロールズの基本財と福祉構想

a. 福祉権の基礎としての自然権

ここでは、こうした格差原理にもとづく構想をロールズの福祉権構想として位置付けることを意図している。これまでの福祉理論では「恵まれない立場の人びと」（被窮恤の救民）に対する福祉的施策は、近代国家の義務であり、社会的弱者の側からは基本的権利とみなされ、法的には生存権保障と規定されている。しかし、この生存権保障に基礎付けられた基本的権利＝人権とは「国家以前の自然状態において、他人に譲りわたすことのできない固有の権利」⁽¹⁰⁾と規定された「自然権」にほかならず、自然権思想における「天賦の人権」と呼称された権利である。ロールズはこの権利を正義に基礎付けられた「不可侵の権利」として、何びとの福祉といえども侵すことのできない自然権と位置づけている。

ロールズの正義論の特徴は、自然権思想にもとづき個人に帰属する社会的好運や先天的な才能、資質を社会の「共同資産」とみなすことである。そして、それらの才能、資質などを不利な状況にある人びとの共通の利益のために利用する「共同プール」と考えるのである。K. アローによれば、この主張は「資産平等主義」(asset egalitarianism) であるという。⁽¹¹⁾ ロールズが「共同資産」とみなす個人の天賦の才能、資質、能力が果たして「天の配剤」、あるいは運のめぐりあわせの結果に過ぎないものか、あるいは努力や教育の結果として開花したものかについては以前より論争があった。自己の天分や素質が開花したとき、それを自分の努力の

成果と受け止め、そこから得る利益を当然の権利として享受するノージックの「権原理論」と、たまたま偶然に自分に与えられただけと受け止め、自己の才能を社会の共同資産と受け止め弱者の立場を思いやるロールズの格差原理、この両者の間にはかなりの断絶がある。自然権思想にもとづく個人の権利から平等分配を引き出すロールズの思想が、福祉を持てる者から恵まれない人びとへの所得と富の強制的な再分配政策とする福祉国家的解釈や、また「慈善」や「救済」に福祉の精神を見いだす解釈のいずれもがロールズの格差原理による支持と裏付けを必要とするのであり、契約説による正義論的解釈を不可欠としていることを指摘しておきたい。

b. 格差原理とジェンダー論

そして、格差原理がジェンダー論、マイノリティ問題、高齢化社会の福祉問題、などの現実的な諸問題にアプローチする際に有効な視点を提供すると認識されるようになった。

例えば、スーザン・J・オーキンはフェミニストの立場からロールズを読むことを提唱し、始原状態におかれた人びとが「女性の視点をとくに考慮しなければならない」ことを主張する。⁽¹²⁾ 従来、ロールズの正義論をジェンダーの視点から批判的に分析した業績はほとんどなく、従って、オーキンの議論のもつ論争的視点は今後多くの問題を投げ掛ける可能性を有している。また、オーキンの指摘で有益と思われるのは、ロールズの『正義論』で最も基本的な「基礎的社会構造」に関わる部分である。オーキンによれば、ロールズは明らかに基礎構造の分析に含まれる管の「ジェンダー化された社会構造」、および「ジェンダー化された家族」の分析を怠ったと指摘している。そして、ジェンダー化された家族の中では、家長（家族の代表者）が常に男性であること、そして制度としての家族の分析がほとんどみられないことなどに疑念を抱くのである。

こうしたオーキンの批判的考察には実は今後の福祉社会を構想する場合の有益な視点が含まれていることに注意すべきであろう。始原状態におかれ自分が女であるか男であるかを知り得ず、自分が若いか老人かも知り得ない、またハンディ・キャップを持つか否かも、自分がマイノリティかどうかとも知りえない、そうした状態を考えればオーキンの主張の意図が理解できる筈である。したがって、福祉社会を構想するとき、ロールズの格差原理に基づく発想を取り込むことは有効な視点を提供するといえよう。

c. 社会的基本財の構想

ロールズの社会的基本財とは、理性的な人間ならば他に何を欲しようとも必ず欲するもの、すなわち合理的な人生計画を遂行するために必要な資源である。彼はその基本財を社会的価値と位置づけており、「自由と機会、所得と富、そして自尊心の基礎」がそれである。合理的な個人ならば狭い範囲の自由より広範な自由を選好するだろうし、富と所得についてもなるべく多くの取り分を選好するだろう。また自尊心や、自分自身に価値があるとする感覚も生きるうえで大切な自信につながるであろう。⁽¹³⁾ これらの基本財の組み合わせにより自分の合理的な人生計画を遂行することが可能となる。ロールズはこれらの基本財の不平等な分配がその社会の最も恵まれない人びとの利益にならない限り、平等に分配されるべきであるという。彼のこうした発想に問題がないわけではない。「最も恵まれない人びと」をいかに決定するかについては、こうした決定が恣意的とならざるをえないという難点があるのも事実である。しかし、ロールズはこの点に関して次の解決を与えている。「われわれが最も不利な立場にある代表的個人を識別することができる限り、それ以降は厚生（ウェルフェア）の序数的判断しか必要としない」⁽¹⁴⁾ と「厚生（ウェルフェア）の個人間比較」の可能性を否定しない。彼は、こうした個人間比較が社会的基本財につ

いての「期待」の面から可能になると考えるのである。すなわち、「代表的個人が楽しみにして待つことが可能な基本財に関する「指数」(index)として定義できる。」⁽¹⁵⁾ という。

熊谷尚夫はアローの解釈に同意を示しながら、「社会的基本財のバスケットの中に異質の財が含まれている限り、個人間の比較のためには指数問題を回避できない」⁽¹⁶⁾ との解釈を提示している。確かに、ロールズの社会的基本財の構想は、ある個人がどのような組み合わせで、どの財を最も重視するかにより、その個人の生き方、人生計画が決定されるわけである。こうしたロールズの構想は厚生経済学が回避しようとしたアポリア、「効用の個人間比較」の問題を克服することを意図したものであった。厚生経済学の潮流をみると効用の個人間比較を回避するために多くの努力が払われている。例えば、ピグーの厚生経済学は、全体社会の効用が個々の享受する効用の総和としてあらわせるとする功利主義的前提の上に成り立っていた。しかし、ロビンズが効用の可測性、異個人間の比較可能性を前提とするピグーの厚生経済学を批判したことで、効用の可測性を前提としない新厚生経済学が次第に支配的となった。⁽¹⁷⁾ しかし、パレートの最適性基準は効用の個人間比較を回避することに成功したが、分配問題をも排除する結果となった。

ピグーの厚生経済学は富者から貧者への所得移転は、貧者の限界効用のほうが富者のそれより高いという理由で社会の「経済的厚生」が増大するという命題を提示している。⁽¹⁸⁾ ただし、この命題は「効用＝心理的満足」が測定できることを前提とし、また功利主義的仮定を前提とするため、ロールズはそれに替わり得る分配理論を提示しようと試みたといえる。

ロールズの功利主義批判の主要なポイントは「満足の総計が諸個人間にいかに分配されるかを問題とせず」⁽¹⁹⁾、社会全体の幸福の総量がたとえ増加しても、何人の幸福かが決定されず、社会的弱者の犠牲を許してしまうことであるという。換言すれば、少数者の自由が侵害されても多数者に大なる福利が分配されればよいという解釈が引き出せる点である。契約説に依拠するロールズの正義論は弱者の犠牲の上に築かれる社会的幸福を認めない。ロールズはこのような前提にたち彼の社会的基本財というアイデアを提示した。

ロールズはK. アローとハーバードで共同セミナーを開催して互いに活発な意見交換を行っている。ロールズはアローの社会的選択理論の影響を受け、独自の選択理論を開発したのであって、分配公正の主要テーマは「社会システムの選択」(the choice of social system)であると明言している。⁽²⁰⁾ しかし、個人選択の原理を社会選択(集合選択)にまで拡張する社会的厚生関数もアローの社会的選択の理論も元来は功利主義的仮定にたつという理由でロールズは拒否せざるを得なかった。しかし、ロールズの理論の有効性にたいしては経済学者から批判が出されている。

4. ロールズ批判論の論点

a. ハーサニーのロールズ批判の論点

まず検討の対象とするのは、J. C. ハーサニーの個人主義的公準の仮定に基づく「公正な社会的厚生関数」(the just social welfare function)の発想である。ハーサニーの批判の主要な論点は、ロールズの始原状態のもとで意思決定ルールとして選択されるマキシミン・ルールが功利主義的な選択ルールと余り違わないという点にある。⁽²¹⁾ 始原状態の中での意思決定ルールは、マキシミン・ルールというよりベイズ派意思決定理論の「期待効用最大化」の原理

に基づくべきであるという主張である。ハーサニーに従えば、ある個人がもし二つの選択可能な制度的配置の中で、どちらかに対して「選好」を表明するものとすれば、彼は何をもとにして選好するだろうか。いま、 n 人の個人からなる社会を想定しよう。そして、いま一つの体制のもとで以下の状態を仮定する。すなわち、「最良の暮らし」、「次に良い暮らし」、「最悪の暮らし」の三状態である。これらの状態のどれかが生ずる確率は $1/n$ の等確率であるとする。また二つの社会状態のいずれかを選ぶという場合、意思決定ルールとして期待効用最大化の原理に従うものと想定する。この想定はハーサニーの始原状態の解釈に依拠している。彼の立場からは、ある個人が社会体制（あるいは社会状態）を選択するとき、彼はより高い水準の「平均効用」(average utility)を産み出す体制を選ぶというのである。現実には、人びとが一方の体制より他方の体制にたいして選好を表明するという場合、自分の社会的位置がその体制の中ではどうなるのかに関してかなり明白な考えをもつと考えるべきだというのである。

ハーサニーのモデルでは、各人は二つの相異なる選好を持つ。すなわち、(1) 個人的利害に高いウェイトを賦与する「個人選好」と、(2) 平均効用の原理にしたがって、社会のすべての成員の利害に等しい比重を与えようとする「道徳的選好」(moral preference)である。前者は個人の日常的な意思決定をさし、後者は社会的選好、あるいは「倫理的選好」をさしている。

ロールズのアプローチが契約説的伝統にたち道徳的、倫理的理論を引き出すのに対して、ハーサニーは平均効用の原理に基づき、すなわち功利主義に基づき、道徳理論を引き出しているということになる。以上のハーサニーの試みから我々は、従来の功利主義の伝統に立つ社会的厚生関数の側からも正義原理の導出に対して独自のアプローチを開発していることが理解できる。

b. アローのロールズ批判

K. アローは厚生経済学の立場に依拠して以下の批判的検討を行った。その内容はかなり内在的であり、ロールズの方法論的前提に鋭く言及している。先ずロールズの始原状態の概念が、すでにヴィックレイやハーサニーの論文で言及されており、ロールズのオリジナルではないことを指摘している。ハーサニーが既に功利主義に契約説的基盤を付与するために始原状態の概念を使用していたこと、また始原状態のもとでの人びとの行動戦略が「期待効用最大化」の原理に従うとする主張にアローは同意を表明している。始原状態のもとで人びとは財の代替的な何通りかの配分の中から選択しなければならない場合、ロールズのいうマキシミン・ルールに従うより、各人は自分の期待を最大化することを望むとハーサニーと同じ立場に立つ。

アローは始原状態のもとでは危機的状态を予想し、危険回避の極端な形として起こり得る最悪の状態に関心をもつのは当然という。アローによれば、ヴィックレイもハーサニーも当然、効用が既に危険回避を反映するように測定されていると考慮すべきことを主張し、ロールズに組みしない。

不確実性のもとで人びとがいかに行動するかについては、危険な状態が生ずる確率の問題として処理するF. H. ナイトの考え方、および不確性のもとでの合理的意思決定の戦略として古くからA. ウォルドによって展開されたマキシミン戦略の考え方があった。⁽²²⁾ また、アローはマキシマム効用とミニマム効用の関数に基づく独自の考え方を公理として提起していることも付言しておかねばならない。

さらに、アローはロールズのマキシミン基準も個人間比較を含んでいることを指摘している。「つまり最も恵まれていない個人を選び出し、個人Aは個人Bより裕福でないという形の言い表しを必要とする」⁽²³⁾と指摘する。要するに、社会的な基本財についての「基礎的な数量的尺度がなく、個人間比較の実践的意味は何かという疑問が依然として残る」⁽²⁴⁾とロールズに疑問を呈する。

アローの疑問は更に続く。ロールズは「効用」というタームの使用は拒否するが、にもかかわらず、すべての人が同一の効用関数をもつと仮定しているように見え、また無意識に序数的立場を受け入れていると指摘する。ということはロールズの社会的な基本財の発想が個人間比較を前提にしていると解釈すべきであろうか。例えば、ある個人は水と大豆粉で満足しているが、他の個人は赤ぶどう酒とちどりの卵なしには絶望的になるという事実は、個人間比較とは関係ないとアローは主張する。アローは年間4千ドルの凝血療法を必要とする血友病患者を例にとり同額の所得が平等を意味するかと疑問を投げ掛け、基本財のリストに健康を付け加える必要があるというのである。確かに、ロールズの基本財のリストのなかでどの基本財を重視するかは個人の生き方、人生観を反映するだろう。だが基本財のリストに健康を付加すればいいかといえば、健康と所得のトレード関係が問題となり、基本財のリストを増やせば問題解決につながるというものでもない。従って、アローは以下のコメントを提示する。⁽²⁵⁾

- (1) 基本財が一つ以上ある限り、さまざまな財の釣り合いを図るうえでの指数問題が残る。この問題は個人間の比較可能性の問題と同様に難しい問題である。
- (2) ロールズ体系における個人間比較の問題を、すべてを単一の基本財に還元することによって解決しようならば、私たちは「効用一和」アプローチにおいても同様なことがいえる。

こうした論点は、契約説と自然権に依拠して立論を企てるロールズと、従来の功利主義的仮定の上で効用原理を放棄しないアローとの決定的な相違といえるかもしれない。

c. センのロールズ批判

A. センは彼の論文「何のための平等か？」⁽²⁶⁾で、(a) 功利主義的平等、(b) 総効用の平等、(c) ロールズの平等、の三種類に分類している。そして、このいずれもが深刻な限界をもつと指摘し、セン自身の一つの定式化である「潜在能力の平等」という考え方を提示する。センは功利主義の平等論がロールズの指摘したように限界を有することを認める。そしてハーサニーらの功利主義の平等論を批判の俎上にのせる。即ち、「効用が重要度の唯一の基礎であると認めたとしても、ある人が享受している効用の総量と関係なく決められる限界効用の大きさが道徳的重要度の指標として適切なものであるかどうかは、依然として問題になる。」⁽²⁷⁾と、限界効用を道徳的重要度と結び付け、平等を限界効用の平等と位置付ける発想にセンは同意しない。また、センは「総効用の集計値が僅かでも増加しさえすれば、そのことの方が分配のはなはだしい不平等よりも重要視されてしまう」と、ロールズが繰り返し指摘してきた功利主義批判に同調する。

要するに、功利主義にとって平等とは、人々の総効用を完全に平等にすることに他ならず、またそのためには人びとが同一の効用関数をもつと想定せざるをえないのである。

センは、こうした功利主義や効用主義の発想には、人間存在についての認識に致命的な欠陥があると見ている。それは、人間それぞれが有する「根本的な多様性」(fundamental

diversity) についての認識に関わるものであると言えよう。

こうした人間の多様性や個性について何らかの認識がなければ福祉社会の構想は極めて非人間的たらざるを得ない。

センは「現代の政治哲学と倫理学の根底的な再生が可能になったのは、ロールズの射程距離の長い理論のおかげによるところが多い」⁽²⁸⁾と評価する。センのロールズ評価の核心にあるのは、ロールズの「自由の優先原理」の位置付けと解釈にあると言っても過言ではない。センのロールズへの関心はまさしく「格差原理」にあるのだ。

センは格差原理をつぎのように言い換えて見せる。すなわち、「不平等の許容範囲を考察する彼 [ロールズ] の目は、効用の分配には無く、基本財の分配状態に向けられている。人びとが個々それぞれの目標を自由に追及するのを助けてくれる手段、例えば所得、富、自由など、それが基本財なのである。しかしながら、基本財の保有量を個人間で比較することと、各人が実際に享受している自由を比較すること、この二つの間に密接なつながりがありうることは否定できないけれども、両者が同一の作業であるとは言えない。」⁽²⁹⁾と。

センは具体的例として、障害者の事例を取り上げ、「基本財を平等に保有していても、おそらく身体に障害をもつ人びとは自分たちの善き生を求めうる自由を健常者のように味わうことができない。」と指摘する。⁽³⁰⁾ センにとってはロールズの基本財のリストの中に位置付けられた「自由財」、とりわけ「自由の保有量」こそ最大の関心事であった。福祉社会の構想にとってこうしたセンの関心がいかに重要であるかについては説明の必要はあるまい。彼は、「基本的潜在能力」(basic capabilities) という概念を提示して、ロールズの「基本財」の構想のもつ欠陥を補完することを意図している。「基本的潜在能力」とは共同体の社会生活に参加する権能、栄養補給の必要量を摂取する能力、身障者の例では身体を動かして移動する能力、などの基本的な能力をさす。

センによればロールズの基本財の発想が「財にかかずらうという物神崇拜の欠陥」を背負っている結果、基本財が人間に対して何をなしうるのか、という観点については分析が弱いと考える。ロールズにとり基本財は「善きもの」である。従って、自分の人生計画に必要な「基本財の組み合わせ」といった発想が容易にそこから引き出せるという。だが、多量の財があれば幸せになれるのかという疑問が生ずるし、総効用で満足を計るのか限界効用で計るのか、あるいは指標でなのかも明らかではないと疑義を提示する。確かに、自由財が最も重要な基本財であるとしてもその財から何をうる事が可能なのかは不明瞭である。また所得財と自由財の関係についても分析の余地があるように思われる。センは「ニーズを基本的潜在能力という形で解釈すること」⁽³¹⁾と自らの提案に対して自信を表明しているが、必ずしも説得力があるようにも思われないのである。

現在のところ、ロールズの理論も、センの理論も決して完璧なものではない。しかし、従来の理論的成果に何らかの貢献をプラスしたことは認めなければならない。

5. むすびにかえて

みてきたように、ロールズの格差原理やマキシミン原理、社会的基本財の概念は経済学者によって批判され、同意をえられなかった。社会学者のR. コリンズによれば、ロールズ理論の欠陥は「人間の推論が実際にどのようになされるのか、ということに関するネオ合理主義者のモデルを

無視していること⁽³²⁾」だという。彼の指摘で重要なのは、これまでマイノリティに対する「差別撤廃措置」や、恵まれない人びとに対する「補償」が共感をえられた時期があったにしろ、それがロールズの描いたような種類の「推論」に導かれておこなわれたのではなく愛他主義の社会運動や、自らがおかれた立場が恵まれない階層であったりしたためであっただけとする指摘である。しかし、福祉社会や福祉国家を構想しようとするれば、実はロールズの推論を全く根拠のないものとして避けることができるだろうか。この点が今後も多くの論議を呼ぶことだろう。

本稿の課題は、ロールズの正義論を手掛かりに「福祉社会」を基礎付ける重要な要素としての「平等」、「正義」について考察し、次にロールズ的要請を福祉計画、福祉政策の構想にどのように生かしていくかを課題とするものであった。高齢化社会の到来が世代間の公正、および恵まれた階層と恵まれぬ階層との間の格差がもたらす不平等問題や貧困問題をわれわれに突き付けていることに異論は無い筈である。こうした問題に対してロールズの格差原理がいかなる役割を果たしうるかが最大の検討課題であった。またセンの提起した潜在的機能や、多様な人間の機能(human functioning)の概念について再検討することが今後の課題として残される。別稿を待ちたい。

「本稿を恩師である高橋徹教授の最愛の伴侶である故高橋葉子令夫人に捧げる。」

[注]

- (1) 例えば、金子勝『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会、1997。
- (2) S.Muhall & A.Swift, *Liberals & Commun-itarrians*, Blackwell, 1992. Sandel, M. J., *Liberalism and the Limits of Justice*, Cambridge U. P., 1982. M. J. Sandel, *Liberalism and the Limits of Justice*, Cambridge U. P., 1982.
- (3) D. L. Phillips, *Toward A Just Social Order*, Princeton U. P., 1986.
- (4) R. Bellah, *Habits of the Heart*, U. of California Press, 1985. 島蘭進、中村圭志共訳『心の習慣』みすず書房、1991。
- (5) J. L. Cohen and A. Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1994.
- (6) J. Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard U. P., 1971, p. 12.
- (7) J. Rawls, *ibid.*, p. 60.
- (8) J. Rawls, "Distributive Justice," in P. Laslett and W. G. Runciman (eds). *Philosophy, Politics and Society*, 1967. 青木昌彦『ラディカル・エコノミックス』中央公論社、1973、300頁。
- (9) J. Rawls, *A Theory of Justice*, p. 74.
- (10) 宮沢俊義「人権宣言概説」、『人権宣言集』(高木尺八ほか編) 岩波文庫、1957、20頁。
- (11) K. J. Arrow, *Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls's Theory of Justice*, *J. of Philosophy*, 70, 1973. K. J. アロー「ロールズの公正原理—序数論的功利主義の立場から—」『季刊現代経済』12、1974、日本経済新聞社、156頁。
- (12) S. M. Okin, *Justice, Gender, and the Family*, Basic Books, 1989, pp. 89-109. 高橋久一郎訳「公正としての正義—誰のため?」『現代思想』1994、4月号、pp. 156-171.
- (13) J. Rawls, *A Theory of Justice*, p. 440.

- (14) J.Rawls,ibid.,p.91.
- (15) J.Rawls,ibid.,p.93.
- (16) 熊谷尚夫『厚生経済学』創文社、1978、334頁。
- (17) 清水幾太郎『倫理学ノート』岩波書店、1974、50—62頁。
- (18) A. G. ピグー (永田清監訳)『厚生経済学(1)』東洋経済新報社、1975、111頁。
- (19) J.Rawls,ibid.,p.26.
- (20) J.Rawls,ibid.,p.247.
- (21) J.C.Harsanyi,“Can the Maximin Principle Serve as a Basis for Morality? A Critique of John Rawls Theory,” American Political Science Review, June 1975,69,pp.594—606.
- (22)(23)(24)(25) K. J. アロー、前掲訳書、159—162頁。
- (26) A.Sen,Equality of What?,in Choice, Welfare and Measurement,by A.Sen,1982,p.353.(originally published in The Turner Lectures on Human Values,vol. 1,by U.of Utah and Cambridge U. P., 1980. A. セン (大庭健、川本隆史共訳)『合理的愚か者』勁草書房、225頁。
- (27) A.Sen,ibid.,p.142. 邦訳228頁。
- (28) A. セン (川本隆史訳)「社会的コミットメントとしての個人の自由」『みすず』、1991年、1月号、78頁。
- (29) A. セン、同訳書、78頁。
- (30) A. セン、同訳書、78—79頁。
- (31) A. セン『合理的愚か者』、254頁。
- (32) R. コリンズ、友枝敏雄編訳『社会学の歴史』有斐閣、1997、177—179頁。

[参考文献]

- Atkinson,A.B.,Social Justice and Public Policy,The MIT Press,1983.
- Gordon,S.,Welfare,Justice,and Freedom, Columbia U.P.,1980.
- 川本隆史『現代倫理学の冒険』創文社、1995.
- Martin,Rex.,Rawls and Right,U.P.of Kansas,1985.
- Muller,D.C.,Public Choice II,Cambridge U.P.,1989.
- Rawls,J.,Political Liberalism,Columbia U.P.,1993.